

避難対策部再編成にかかる方針について

1. 経緯

地域では、地区防災計画の策定が進む中で、町内会ごとに避難する広域避難所を定めることが増えており、現在の前線基地班および避難所班の体制では、避難所開設までに大幅なタイムロスがある。

また、令和 6 年能登半島地震では、比較的被害が少なかった能登町でも出勤可能であった職員は半数程度であり、現在の避難所班＋前線基地班だけでは、避難所を開設する職員が不足することが想定される。

さらに、令和 6 年 6 月に改訂された国の防災基本計画では、車中泊・在宅避難者等の避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援や、福祉的な支援の充実の他、避難所開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の設置等が盛り込まれ、避難所を運営する体制の充実が求められている。

2. ポイント（※特に協議・審議を要する事項）

- （１）前線基地は廃止し、前線基地班は避難所班応援要員に改める。
- （２）避難所班応援要員は、本来業務と兼務とし、初動は避難所班とともに避難所の立ち上げ・運営を行い、概ね 3 日程度で本来業務に戻るものとする。
- （３）発災時、避難所班と避難所班応援要員はあらかじめ定められた広域避難所に参集。
- （４）広域避難所のエリアマネジメントを行うため、前線基地の考え方をベースに、所管する広域避難所の数が均等になるよう 4 つのエリアを再編成する。
- （５）各エリアには責任者を配置し、避難所間のマネジメントを行う。
- （６）災害初期における職務の重要度を 4 段階に分けて、各班から避難所班応援要員に動員する。
- （７）避難対策部の再編にあたっては、大規模地震による全広域避難所の同時開設を想定したものであり、建設部の職員も避難所班応援要員に指名する。

3. 今後のスケジュール

令和 7 年 5 月	災害対策本部の組織体制確定通知（避難対策部の再編成）
令和 7 年 8 月	滋賀県に地域防災計画の意見照会
令和 7 年 11 月	庁議（地域防災計画改定の中間報告）
令和 7 年 12 月	防災会議（地域防災計画改正の諮問）

令和 8 年 2 月

パブコメ（地域防災計画の改正）

令和 8 年 3 月

地域防災計画改定